解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都台東区東上野三丁目三七番一三号
ＴＯＭビル光優管理組合法人
清算人　東儀　啓子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月十九日開催の社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

広島県三原市宮浦六丁目二番一号
医療法人社団明清会
清算人　山田　徹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月二日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

東京都北区西ケ原二丁目四四番七号
医療法人社団山之内医院
清算人　山之内由紀子

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

名古屋市南区戸部町三丁目一番地
医療法人芙蓉会
清算人　横瀬かおる

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月二十一日仙台地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

宮城県仙台市太白区向山二丁目八番一号
宗教法人世界友愛会教団
清算人　佐藤　律子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

千葉県我孫子市布佐八四五番地一ヒルサイドビル丹羽一階
医療法人社団親切堂成広医院
清算人　成廣　朗

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月十五日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

滋賀県近江八幡市竹町三二二番地
農事組合法人竹町農業生産組合
清算人　北川　誠次

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

京都市下京区室町通松原下る元両替町二五八番地蝶花ビル四階
医療法人社団仁瑛会
清算人　林　博之

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十六日

熊本市西区島崎二丁目二番一三号
医療法人社団えとう小児科クリニック
清算人　江藤　仁治

第二十二期決算公告

令和七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	五二〇、二四九
固定資産	三七、七五二
合計	五五八、〇〇一

負債及び純資産の部

流動負債	三七二、九九九
固定負債	一一、二〇一
退職給付引当金	五、二〇一
役員退職慰労引当金	六、〇〇〇
株主資本	一七三、七九九
資本金	一〇〇、〇〇〇
利益剰余金	七三、七九九
利益準備金	二五、〇〇〇
その他利益剰余金	四八、七九九
（うち当期純利益）	（四八、七九九）
合計	五五八、〇〇一

令和八年三月十六日

東京都渋谷区宇田川町一九―五
株式会社ドリル
代表取締役　江成　修

第二十四期決算公告

令和七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

負債及び正味財産の部計	二〇九、七七一
負債の部計	六、七六七
正味財産の部計	二〇三、〇〇三
負債及び正味財産の部計	二〇九、七七一

令和八年三月十六日

石川県河北郡津幡町字太田ろ一二八番地
特定非営利活動法人おおにしやま
代表理事　杉本　秀康

第九期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	七、二二九
固定資産	九七〇
資産の部計	八、一九九

負債及び正味財産の部　（単位・千円）

流動負債	一、三五二
固定負債	三、七八四
負債の部計	五、一三六
前期繰越正味財産	二、八六五
当期正味財産増減額	一九八
正味財産の部計	三、〇六三
負債及び正味財産の部計	八、一九九

令和七年五月二十日

京都府福知山市和久市町一七八番一
特定非営利活動法人えがおねっとワーク
代表理事　山口　啓市

配当公告

三重県鈴鹿市白子三丁目一番二一号
破産者　株式会社新美工務店

右の者に対する津地方裁判所令和六年（フ）第一三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一八九、四九一、六二八円

一、配当することのできる金額
金一四、九〇七、〇二三円

令和八年三月十六日

三重県津市丸之内養正町四―一九之内三重ビル二階
破産管財人　室木　徹亮